

2013くらしのサポーター通信

〇×訪問購入

ハイライト:

□ 今月のテーマ

- ・〇×訪問購入
- ・その商品、模倣品（偽ブランド）かも！？
- ・自宅の場所が…
- ・◇ 豆知識

□ お知らせ

- ・くらしのサポーター研修会等の思い出

□ 交流コーナー

□ コラム

- ・桃の節句～女の守り神～

事業者が消費者の自宅を不意打ちで訪問し、金やプラチナなどの貴金属を強引に相場より安く買い取るなどのトラブルが一昨年度から急増しました。こうした「訪問購入」のトラブルから消費者を守るために「特定商取引に関する法律（以下「特商法」）」が一部改正され、平成25年2月21日に施行されました。

新たに特商法で規制されることになった「訪問購入」の知識を〇×クイズで確認してみましょう。

- ① 原則すべての物品が「訪問購入」の規制の対象となっています。
しかし、「エアコン」は、消費者の利益を損なう恐れがない物品なので、クーリング・オフができない。（ ）

- ② 訪問購入で売った指輪の引渡日を3日後と約束したら、クーリング・オフ期間中でも物品の引き渡しを拒めない。（ ）

【 解説 】

- ① 消費者の利益を損なう恐れがない物品や規制すると流通に大きな支障が出る物品については、規制の対象外としています。規制の対象外になっている物品は、「家具」「自動車（二輪を除く）」「家電（携行が容易なものを除く）」「書籍」「CD、DVD、ゲームソフト類」「有価証券（無記名式の商品券など）」です。

家電については、「携行が容易なものは除く」とあるので、簡単に持って行ける家電は規制の対象になり、逆に「エアコン」のように、簡単に持って行けない家電は、規制の対象外になります。

規制の対象外になる「家電」としては、「テレビ」「扇風機」「空気清浄機」「電気掃除機」「電気がま及び電気ジャー」などが例示されています。（消費者庁ホームページから抜粋）



「家具」「書籍」「有価証券」などについても、消費者庁ホームページで具体例を見ることができるので、興味がある方はご覧ください。

○ 消費者庁ホームページ。

http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130220legal_9.pdf

- ② 事業者の連絡先、物品の種類や特徴、購入価格、引渡し拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面（法定書面）を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件で契約を解除）ができるようになりました。但し、①で示した規制の対象外の物品やクーリング・オフの適用除外としている取引（例えば、消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合など）は、クーリング・オフができません。

クーリング・オフをしても、事業者が引き渡した物品を紛失してしまったら、物品を取り戻せないことが起こります。

クーリング・オフをしても物品が戻ってこなければ意味がないので、クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことができるようになっています。事業者が、「3日後に物品を引き渡すと契約書に書いてある」と言ってきたとしても、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。

【 答え 】

① ○ ② ×

その商品、模倣品（偽ブランド）かも！？

「模倣品を販売するウェブサイトを見抜く4つのチェックポイント」（消費者庁）を紹介したいと思います。

1 正確な運営情報（運営者氏名・住所・電話番号）が記載されていない！？

連絡手段がEメールしか用意されていない場合、相手から返信がなくなってしまえば、返金の交渉をすることもできません。

また、記載されている情報が、実在する住所や電話番号であるか注意が必要です。

2 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている！？

商品の状態や販売形態にもよりますが、正規販売店の販売価格よりも大幅に安価で販売されている場合、真正品であるか慎重に判断する必要があります。

3 日本語の表現が不自然である！？

機械翻訳のような不自然な日本語表記がされているウェブサイトは要注意です。「送料無料！三日か五日に届けます！」「休日が悪い天候にあったとき、届けた日より2、3日遅れる可能性があります」といったおかしい文章がよく見られます。

4 支払い方法が銀行振込のみとなっており、クレジットカードが利用できない！？

模倣品を販売するウェブサイトでは、クレジットカードが利用できないケースが多くあります。銀行振込の場合、入金後にトラブルが発覚し、交渉が難航すると、相手が応じない限り返金を得ることは不可能です。また、ウェブサイトの名称や運営者氏名と口座名義人の異なるケースも注意が必要です。

自宅の場所が...

スマートフォン（以下「スマホ」）の便利な機能の一つにGPS機能（人工衛星を利用した位置測定システム）があります。しかし、便利な反面、その使い方を誤ると、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

GPS機能をオン設定にしたまま自宅の写真を撮影すると、写真データに自宅の位置情報が記録されることになります。この写真をインターネット等に公開すると、自宅の住所等が流出することになり、悪用される危険性もあります。

写真を撮影するときは、GPS機能をオフ設定にするなど、スマホの機能をしっかり把握して使用するようにしましょう。

◇ 豆知識 ～強行規定～

「契約書に書いてあるから引き渡してもらえない」と言われたら、引き渡すしかないのでしょうか？ 「お互い納得して契約したのだから守らないといけない」（お互いの意思を尊重する）という考え方でいくと、あまりにも不公平な結果になることがあります。そうならないよう法令の規定の中には、当事者の意思にかかわらず守らないといけない規定があります。その規定を強行規定（又は強行法規）といいます。

「〇×訪問購入」で説明した「物品の引き渡しの拒絶」に関する規定（特商法第58条の15）は、強行規定になっており、当事者間で引き渡しの期日を定めていても、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 088-623-0110

・啓発受付 088-625-8285

・事務担当 088-623-0612

・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

【知ってる？】

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正により、平成25年4月1日から、銀行などで口座開設等をする際に職業や取引を行う目的等の確認を受けることになります。

くらしのコラム

桃の節句～女の守り神～

観光サポーター養成講座でうだつの町並みを見学した。うだつのある旧家の玄関に入ればひな人形が並べられ、灯りを点けましょ、ぼんぼりに・・・の曲が今にも聞こえてきそうな華やかさだ。

嫁入りという言葉が普通だったころは、嫁ぐことは見ず知らず、表現は不適切だが、敵陣へ一人で入ることだった。そんな女性にはお雛様は唯一心を許せる守り神でもあったのである。

梅見が一輪ほどの温かさで春の訪れを告げれば、桜見物は春を謳歌し満喫するのである。その間に挟まれた桃は花よりも果物としての評価が前面に出ている。見るより現実は胃袋であろうか。

美しいお雛様が陰に愁いの含むのはおんなの歴史なのだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター研修会等の思い出



← 功労者表彰式



← 研修会



交流会 →



くらしのサポーター担当者より

昨年4月1日の人事異動で徳島県消費者情報センターに配属になり1年が経とうとしています。

今年度、消費者法関係では、「消費者安全法の改正」「消費者教育の推進に関する法律の制定」「特定商取引に関する法律の改正」などがありました。

次年度は、こうした情報に加え、「環境」「食育」等の記事も掲載したいと思います。